

種子法廃止と種苗法

2018年4月、主要農作物種子法(種子法)が廃止された。その後条例の制定など種子を守るための対抗策が自治体で進みつつあるが、種子法廃止にともない、種苗法の運用が変えられつつあることは存じだろうか。

種苗法はもとより、種子の育成者の知的所有権を保護する法律だが、農民が自家採種する権利を全否定はせず、双方のバランスを取ってきた。音楽で作曲する側とその曲を演奏する側の双方の権利が重要であるように、種子を育成する側の権利とそれを使う農民の権利のバランスが取れることは重要である。

しかし農水省が省令で自家採種できない植物の種類を増やすことにより、国会審議抜き・法改正抜きで、自家採種原則OKから「自家採種禁止」に変えられつつあるのだ。

世界で増殖する「モンサント法」

種子をめぐる争いは、世界で大きな動きが起きている。有史以来、農民が育ててきた種子は第二次大戦後、種子を握る多国籍企業のロビー活動によって、種子の育成者権(知的所有権)が主張されるようになった。

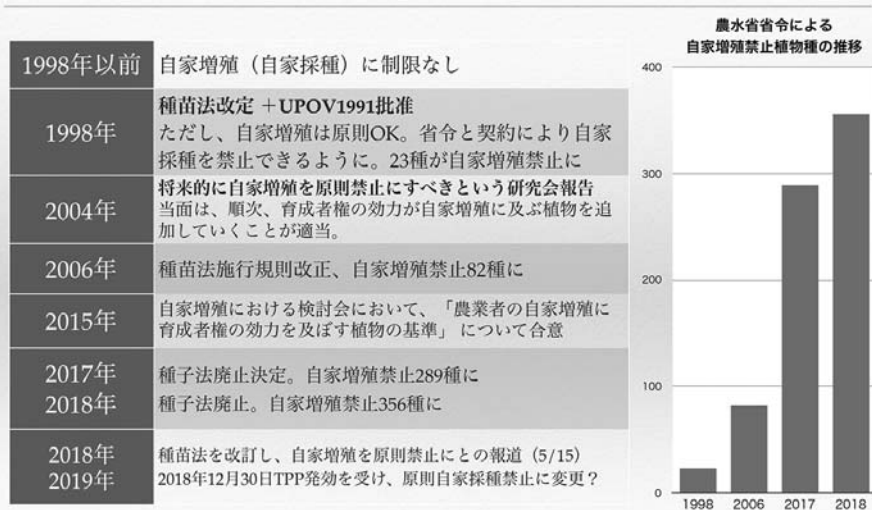
その結果、新品種の自家採種する権利に制約を課す国際条約(種子の新品種保護に関する国際条約「UPOV条約」)が成立し、自由貿易協定などを通じて、世界各国に押しつけられつつある。近年、ラテンアメリカやアフリカ、アジアの国々でこの国際条約で義務付けられる国内法「モンサント法」制定の動きが相次いでいる。

「モンサント法」とは、農家が自分たちの持っている種子を使うことができなくなり、毎回種子を買わざるを得なくなる法である。昨年12月に発効したTPP11も、参加国に同様の義務を課してい

種子法廃止ですすむ 種苗法の実質的改悪

日本の種子を守る会 印鑰 智哉

種苗法での自家採種の扱いの変化



る。つまりTPP11に参加すれば、農民の種子の権利を制約するように求められてしまう。このような動きは知的所有権によって世界の農業を支配する新たな植民地主義とも批判されている。

日本政府はこの条約を世界のトップグループとして1998年に批准し、それに合わせて種苗法を改定。この改定時には、農家の自家採種の権利が奪われることはなかった。「自家採種は原則OK」とされ、種苗の育成者と農家の自家採種権が両立していた。しかし、農水省の省令や企業の契約によって自家採種を禁止する例外規定がこの時、入れられていた。

農水省は種子法廃止を決定した2017年以降、自家採種禁止に向け、省令で自家採種を禁止する植物の種類を急速に増やし、現在はトマトやニンジン、キュウリなど、356種の植物が指定されている。

背後にある新自由主義

それでは現在、日本にある種子は自家採種できないものばかりなのだろうか? 実はそうではない。『現代農業』2019年2月の特集によると、日本の種子の95%は自家採種が可能なのだ(家庭菜園なら100%)。自家採種が禁止された種子の数は全体の数の5%にしかならない。先に触れた農水省の省令による自家採種禁止指定も、実際に指定種類の植物の種子育成者が品種登録した場合に初めて自家採種禁止になるものであり、たとえばニンジンは省令によって禁止とされているが、現在、有効な登録品種が存在しないため、現存するニンジンはすべて自家採種可能なのだそう。

それでは、なぜ自家採種を禁止しようとするのか? 政府は新品種の開発数こそ日本の農業のイノベーションの力を示すもの、日本の農業の競争力を示すものを見なしている。しかし今、10年前と比べ品種登録出願数は3割減り、日本は世界第3位から5位へと下がっている。政府はその理由を、企業が種子を売っても農家が自家採種できなくなってしまったため、企業側のインセンティブが働かないからだとしている。だから、自家採種を禁止することで民間企業にもっと品種登録を促せる、と考えるのだ。

しかし、それで日本の農業が強くなると言えるのか? 自家採種禁止によって、その農業の担い手そのものが弱体化してしまったら元も子もない。そして、品種開発するのは企業だけではない。個々の農家も育種を行なっているし、農協や公共団体もある。だが、安倍政権が重視するのは民間企業だけ。民間企業のための改革だけが進められる。

（※1面から続く）

種子のはかり知れない価値

農家が自家採種できなくなれば、登録品種の種子は家庭菜園を除いて、毎回買わなければならなくなる。どう変わるか？政府はこう断言する。「すでに多くの農家は自家採種をしていないから影響は出ない。ほとんどの場合、種子を買っているから問題ない」。

果たしてそうだろうか。自家採種は、農業の根幹の活動である。実際に日本の農業の種子の遺伝資源の多様性の圧倒的な部分は、農家による自家採種によって守られてきている。だが、民間企業の多様性への貢献は極めて小さい。

都道府県は300品種を超えるお米の種子を作っているが、農家の在来種は少し前であれば数千品種、現在でも千品種ほど存在していると言われる。他方、民間企業はせいぜい数十種類に過ぎない。

民間企業が開発した種子でも、多くの農家がじっくり育て上げる中で変異した種を見つけて、新品種が獲得されることもある。そしてその発見は、民間企業を含む全ての人間にとって、大きな価値を持つかもしれない。そうした農家の貢献は、全体の品種改良を底支えるものだ。それが崩れた時に日本の農業全体の衰退につながる。種子採りを続ける農業関係者は危惧する。

農民の中に種子採りする技術を持っている人たちがいることで、日本や世界の農業は維持さ

れている。その基本となる権利を奪うことは、農業の持続そのものを危険にさらし、食料主権の根本を崩してしまふことになるだろう。

自家採種する農民が減り、種子法廃止で都道府県も公的種子事業から撤退し、民間企業に種子の生産を任せてしまえば、種子の多様性は桁違いに減り、企業の儲けになる種子ばかりになっていくだろう。

世界に逆行する日本政府

昨年末、国連で小農および農村で働く人々の権利宣言が採択された。そこでは種子の権利は大きな柱となっている。世界各地で在来種を守る条例や法律も作られ始めている。

しかし、それに逆行しているのが日本政府である。今年行なわれる地方選、参議院選の結果次第で種苗法を改悪する法案を出す可能性が高い。

種子は農民のものであり、社会の財産であり、私たちの食の決定権の源となるものだ。社会の基盤としての種子と、その種子を守る権利を手放してはならない。



●いんやく・ともや

アジア太平洋資料センター（PARC）、ブラジル社会経済分析研究所（IBASE）、Greenpeace、オルター・トレード・ジャパン政策室室長を経て、現在はフリーの立場で世界の食と農の問題を追う。ドキュメンタリー『遺伝子組み換えルーレット』（2015年）、『種子—みんなのもの？ それとも企業の所有物？』（2018年）いずれも日本語版企画・監訳。『抵抗と創造のアマゾン—持続的な開発と民衆の運動』（現代企画室刊、2017年）共著で「アグロエコロジーがアマゾンを救う」を執筆。